令和７年３月１日

特殊健康診断の導入・受診について（通知）

日頃より業務にご尽力いただき、誠にありがとうございます。 この度、特殊健康診断として「じん肺健康診断」および「有機溶剤健康診断」を導入することとなりましたので、ご案内いたします。

1. 特殊健康診断の概要

特殊健康診断とは、特定の業務に従事する方を対象とした健康診断であり、以下の通り実施いたします。

（1）じん肺健康診断

対象業務に従事する方は、年に１回、以下の期間内で受診が可能です。

受診可能期間：**1 月 1 日～3 月 31 日**

対象業務：粉じんが発生する作業（板金）に従事する方

（2）有機溶剤健康診断

対象業務に従事する方は、年に２回、以下の期間内で受診が可能です。

受診可能期間：**1 月 1 日～3 月 31 日　／　7 月 1 日～9 月 30 日**

対象業務：有機溶剤を使用する作業（塗装）に従事する方

2. 受診に関する留意事項

受診は業務時間内でも可能ですが、業務に支障が出ないよう事前に上司の承認を得てください。

1. 受診する医療機関は、最寄りの医院など自由に選択いただけます。ただし、各自で医院へ予約をおこなってください。
2. 受診前に必ず**上司の事前承認**を得るようお願いいたします。
3. 受診する医療機関は、**適格請求書発行事業者番号を取得している医院**であることが条件となります。

3. 費用精算について

1. 健康診断の費用は、各自で立替払いをおこなっていただきます。
2. 受診後、「楽楽精算」システムにて領収書を添付し、経費精算をおこなってください。

適用日：令和７年３月１日付

お問合せ先：人事チーム